

税の申告はお早めに 2月18日から3月15日まで

所得税及び復興特別所得税の確定申告

「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「納税」は、2月18日(月)から3月15日(金)までです。ただし、税の還付を受ける申告書は、2月17日(日)以前でも直接税務署へ提出することができます。

◎岐阜南税務署の確定申告会場

会場	開設期間	開設時間	その他
マーサ21 4階マーサホール (岐阜市正木中1丁目2番1号)	2月18日(月) ～3月15日(金)	午前9時～午後5時 (受付時間 午後4時まで)	会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。開設期間中、岐阜南税務署では作成済みの申告書の提出はできませんが、確定申告相談会場は設けていません。
	※土、日曜日は開設していませんが、2月24日(日)、3月3日(日)の2日間に限り開設します。		
各務原市産業文化センター あすかホール (各務原市那加桜町2丁目186番地)	2月18日(月) ～28日(木)	午前9時30分～午後4時 (受付時間 午後3時まで)	※土・日曜日は除く

◀岐阜南税務署電話相談窓口のお知らせ▶

・電話相談センターの利用案内

国税に関するご相談は、岐阜南税務署(☎271-7111)へお電話ください。自動音声案内より「0」を選択すると電話相談センターへつながります。(受付時間 午前8時30分～午後5時、土日祝日を除く)

◎税理士による無料税務相談

会場	開設期間	開設時間	その他
各務原市産業文化センター あすかホール (各務原市那加桜町2丁目186番地) 岐阜南税務署(☎271-7111)	2月18日(月) ～28日(木)	午前9時30分～午後4時 (正午から午後1時を除く)	※土・日曜日は除く 譲渡所得、山林所得、贈与税の申告相談は行いません。
岐阜産業会館 5階 (岐阜市六条南2丁目11番1号) 名古屋税理士会岐阜南支部(☎274-0658)	2月18日(月) ～3月8日(金)の 毎週月・水・金曜日	午後1時～4時	確定申告に関する相談はできますが、申告書の作成、提出はできません。
アピタ岐阜店 2階特設会場 (岐阜市加納神明町6丁目1番地) 名古屋税理士会岐阜南支部(☎274-0658)	2月9日(土)	午前9時30分 ～午後3時30分 (正午から午後1時を除く)	
笠松町商工会 (笠松町春日町15番地の1) (☎388-2566)	3月1日(木) ～14日(水)	午前10時～午後4時 (正午から午後1時を除く)	※土・日曜日は除く 会員は無料 非会員は有料(10,000円) 年金所得、譲渡所得(少額の総合譲渡所得を除く)、前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方の確定申告は受付できません。

◎自宅のパソコンで確定申告書の作成ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、インターネットを利用したe-Tax(電子申告)での提出や、申告書を印刷して郵送などによる提出もできます。また、税務署で発行されるID・パスワードを使用し、スマートフォンなどからも申告できるようになりました。どの申告会場も大変込み合いますのでぜひご利用ください。

◎公的年金等に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告をする必要はありません。ただし、平成27年分以後、外国政府などから支給を受ける公的年金など、源泉徴収制度の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は確定申告しなければなりません。

なお、確定申告により税の還付を受ける方は申告することができます。

ふるさと納税された方へ

ワンストップ特例制度を申請された方で、確定申告や町県民税の申告をされる方、または5ヶ所を超える市区町村にワンストップ特例申請を行った方は、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されません。

確定申告や町県民税の申告をされる場合は、必ず寄附金控除(ふるさと納税控除)も申告してください。

マイナンバー(個人番号)の記載と提示(写しの添付)

確定申告や町県民税の申告には、申告者本人と扶養親族のマイナンバー(12桁)の記載が必要となり、申告書の提出の際には、申告者本人の確認書類(番号確認と身元確認)の提示または写しの添付が必要となります。昨年添付されていても申告の際には毎回必要となります。

【本人確認書類の例】①マイナンバーカードをお持ちの方

番号確認と身元確認…マイナンバーカード

②マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認…通知カード、住民票の写し(マイナンバーの記載があるものに限る)

身元確認…運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳 など

町県民税の申告

確定申告や町県民税の申告は、町県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定、所得証明など税務証明の基礎資料となります。

また、所得税に影響がなく確定申告が不要の方でも、医療費控除や所得控除のれれなどがある方は、町県民税の申告書を提出することにより町県民税が減額される場合があります。

午前8時30分から整理券を配布しますが、混雑の状況により受付を早めに終了する場合があります。

会場	開設期間	開設時間	その他
総合会館	2月18日(月)・19日(火)	午前9時～午後4時 (正午から午後1時を除く)	事業所得、不動産所得、農業所得に係る租税公課(固定資産税など)が不明な方は受付できません。
松枝公民館	2月20日(水)・21日(木)	※19日(火)・21日(木)は午後3時まで	
笠松町役場 1階住民課ロビー 特設会場	2月22日(金)～3月15日(金)	午前9時～午後4時 (正午から午後1時を除く)	

【申告される方へ】

○次の確定申告は町の会場では受付できません。

- ・譲渡所得(土地建物、株式、先物取引など) ・配当所得 ・一時所得 ・青色申告 ・雑損控除
- ・住宅ローン控除(適用の初年度のみ) ・死亡した方の準確定申告 ・平成29年分以前の申告

○次の申告をされる方はご自身で書類作成をお願いします。

- ・事業所得、不動産所得、農業所得を申告される方の収支内訳書
- ・医療費控除及び医療費控除の特例の申告をされる方の支払った金額の合計や健康保険の高額療養費や生命保険の保険金などで補填される金額の明細書

○町県民税の申告は、確定申告書を提出された方や所得が給与のみで勤務先から町へ年末調整済みの給与支払報告書の提出がある方は提出する必要がありません。

○所得税の確定申告において、上場株式などの配当や譲渡所得を申告される方で町県民税の申告不要制度を選択する場合は、町県民税の申告が必要です。

申告に必要な主な書類など

主な所得の 計算に必要な 書類	給与、公的年金など	源泉徴収票(原本)
	事業所得、不動産所得 農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の 計算に必要な 書類	社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書
	生命保険料控除 地震保険料(旧長期損害保険料)控除	保険会社発行の保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書または平成30年中の領収印がある医療費の領収書、生命保険などで補てんされた金額が分かる書類。 ※あらかじめ合計額を計算してください。
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	セルフメディケーション税制の明細書または平成30年中の特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費、生命保険などで補てんされた金額、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類。 ※あらかじめ合計額を計算してください。
その他の 持ち物	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。 平成30年12月31日現在65歳以上の方で要介護認定を受け、一定以上の障がいがあると認められる方は、健康介護課へ申請し発行された認定証。
	・印鑑(朱肉を使うもの) ・所得税の還付を受ける場合は、申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの ・マイナンバーカードなど申告者の本人確認ができるもの ・扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーのわかるもの	

【問合せ先】税務課 ☎388-1112